

平成30年1月10日

事業者 各位

公益社団法人  
滋賀労働基準協会 東近江支部  
支部長 辻 幸一

## 新入者に対する安全衛生教育の実施について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当支部の事業運営に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法には新規雇用の労働者や作業内容を変更した労働者に対して、労働災害防止のために遅滞なく安全衛生教育を実施しなければならないことが定められております。

つきましては、この法令に基づく安全衛生教育を下記により開催いたしますので、新入社員等の該当者のある事業場におかれましては、ぜひ受講させていただきますようご案内いたします。

なお、この安全衛生教育は各業種に共通する基本的な内容で実施しますので、各事業場において労働者が従事する業務に必要な、作業方法、作業手順、特有の危険性等に関する教育は別に実施されるようお願いいたします。

### 記

1. 日時 平成30年4月5日(木) 午前10時15分～午後4時45分

2. 会場 アピアホール (近江鉄道八日市駅前 平和堂4階)  
東近江市八日市浜野町3-1

### 3. 教育内容

- (1) 職業人としての心得
- (2) 職場の安全のために(自らケガしないために)
- (3) 健康な職業生活のために
- (4) 事故が起きたらどうするか
- (5) 実技「指差し呼称」(・指差し唱和・タッチアンドコール・健康KY)

4. 受講料 会員 7,216円/人(テキスト代及び昼食代、消費税を含む)  
非会員 8,816円/人( " " " )

### 5. 申込み及び締め切り

- (1) 末尾の申込書に必要事項を記入し、**3月23日(金)までに**  
**(公社)滋賀労働基準協会 東近江支部宛**にお申し込み下さい。  
〒527-0022 東近江市八日市上之町1-43 松原ビル3F  
(TEL 0748-24-1907 FAX 0748-25-2315)  
※受付後、受講票をFAX致します。

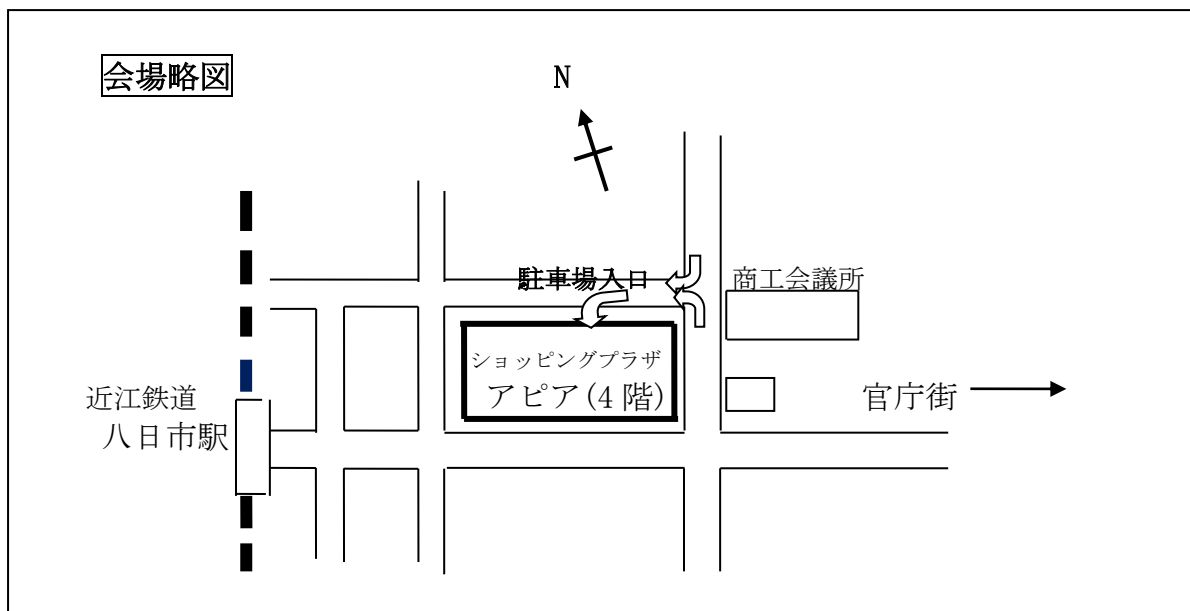
- (2) 受講料は**3月30日までに**当支部へ現金をご持参いただくか  
又は次の銀行口座へお振込みください。(振込手数料はご負担ください)

**滋賀銀行 八日市東支店 (普)036759 公益社団法人滋賀労働基準協会 東近江支部**

- (3) 定員130名に達し次第締切りとします。

6. その他

教育終了後、修了証を交付しますので必ず「認印」を持参してください。



(公社)滋賀労働基準協会東近江支部 宛て

FAX 0748-25-2315

新入者安全衛生教育(4/5)受講申込書

受講者氏名	生年月日	現住所	受講料
	昭和 平成 . .	〒	振込・現金
	昭和 平成 . .	〒	振込・現金
	昭和 平成 . .	〒	振込・現金
	昭和 平成 . .	〒	振込・現金
	昭和 平成 . .	〒	振込・現金
	昭和 平成 . .	〒	振込・現金

- ※ 現住所は、入社後に居住する住所をご記入ください。
- ※ 受講料の欄は、(振込・現金) どちらかに○を付けて下さい。
- ※ 受講申し込みにあたってお知らせいただく個人情報は、講習実施の目的以外に使用することはありません。
- ※ 受講者多数により欄が不足する場合は、別紙を作成してお申し込み下さい。

上記の通り申し込みます。

平成30年 月 日

事業場名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

FAX \_\_\_\_\_

事業者氏名 \_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_